

社会福祉法人ゆうかり学園役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆうかり学園（以下、「当法人」という。）の役員、評議員、評議員選任・解任委員及び会計監査人等（以下、「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員等とは、当法人職員を兼務し、職員給与の支給を受けている役員等をいう。

3 非常勤役員等とは、当法人職員ではなく、職員給与の支給を受けていない役員等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等への報酬等の支給については、勤務形態に応じて、次のとおりとする。

(1) 常勤役員等については、別表1に定める報酬を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

(報酬等の支給の方法及び形態)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議への出席並びに法人及び施設業務に従事した都度、現金にて支給する。

(報酬の総額)

第6条 定款第9条及び定款第24条に定める、評議員及び役員各年度の報酬の総額は、次のとおりとする。

(1) 評議員 1,000,000 円以内

(2) 役員 10,000,000 円以内

(費用弁償)

第7条 役員等が法人及び施設業務を行う場合又は旅行の依頼を受けた場合の費用弁償としての旅費の額は、次のとおりとする。

(1) 常勤役員等については、その旅費は職員として受ける旅費に相当する額とし、旅費規程に基づき支給する。

(2) 非常勤役員等については、「社会福祉法人ゆうかり学園の役職員旅費支給規程」の例による。

- 2 役員等の職を兼務している場合、前項第2号に規定する旅費については、主たる職に対して支給することとし、重複した支給は行わない。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補助)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 社会福祉法人ゆうかり学園役員報酬規程（平成17年4月1日施行）は廃止する。

別表1

(第3条関係：常勤役員の報酬)

(1) 理事長、事務局長

職員給与を含めて年俸制として下記の額を支給する。

理事長 15,000,000 円以内

事務局長 14,000,000 円以内

(2) その他の常勤役員

年額 1,000,000 円以内を職員給与に加えて支給する。

(第4条関係：非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

区分	日額
評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務への従事	15,000円

(2) 理事

区分	日額
理事会等会議への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務への従事	15,000円

(3) 監事

区分	日額
理事会及び幹事監査等への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務への従事	15,000円

(4) 評議員選任・解任委員

区分	日額
評議員選任・解任委員会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務への従事	15,000円

(5) 会計監査人

区分	日額
監査報酬	理事会において定められた額
上記の他、法人及び施設業務への従事	上記に含めるため支給しない